Information 新型コロナウイルス感染症への対応について

■ モニタリング指標、感染拡大防止アラートと発動後の対応

感染拡大防止		感染拡大阻止宣言		緊急警戒宣言		まん延防止等重点措置		緊急事態宣言			
アラート〔発動 新規感染者数 2日連続 17人以	宁	・新規感染者数 8人以上/人口10万人 ・病床占有率30%以上 〔1つ該当〕		・新規感染者数 15人以上 / 人口10万人 ・病床占有率30%以上 ・重症者用病床占有率20%以上 〔2つ該当〕		・政府指標 ステージⅢ相当		〉・ 政府指標 ステージⅣ相当			
	╌										

	注意 L (県排		警戒レベル (県指標)	1	ジIII※2 指標)	ステージⅣ (政府指標)
確保病床占有率	20	%	30%	20)%	50%
入院率※1	_	_	—	40%		25%
重症者用病床占有率	_	_	—	20%		50%
人口 10 万人あたり療養者数	_	_	_	20人		30人
PCR 陽性率	_		_	5%		10%
直近1週間の人口10万人 あたり新規感染者数	4.0 人		8.0 人	15.0 人		25.0 人
前週との比較	1.0倍		1.0 倍	1.0 倍		1.0 倍
感染経路不明割合	20%		30%	50%		50%
対策区分(※3)	条例に基づく 要請	特措法又は 条例に基づく 要請	感染拡大阻止 宣言 (※4)	緊急警戒 宣言 (※4)	まん延防止 等重点措置	緊急事態宣言

- ※1 入院率の指標は、療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する。
- ※2 今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安の考え方
 - ステージ | …感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階(指標及び目安なし)
 - ステージ || …感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階(指標及び目安なし)
 - ステージ III …感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階
 - ステージIV…爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階
- ※3 対策区分:「条例」は三重県感染症条例第11条第1項、「特措法」は新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条 第9項に基づく協力要請を行う。区分は目安であり感染状況等により要請内容を検討する。
- ※4 感染拡大阻止宣言及び緊急警戒宣言に盛り込まれた要請は、特措法又は条例に基づき、期間を定め県民、事業者の 皆様に強く協力要請を行うもの

■ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた無料 PCR 検査事業

県民の不安解消、感染者の早期発見、感染拡大防止を図るとともに、検査結果等を調査・分析することにより、今後の感染症対策に生かすことを目的としています。 申込期間:令和3年10月11日(月)から令和3年12月10日(金)まで 検査方法:唾液を用いたPCR検査

申込期間:令和3年10月11日(月)から令和3年12月10日(金)まで 検査方法: 唾液を用いたPCR検査対象者 : 県内に居住または就業・就学している無症状の方 検査に係る費用負担: 無料

申込方法:右記ホームページから申し込んでください。 URL:http://www.mwt-mice.com/events/miepcrtest

- 検査を受ける際の留意事項 -

- ・発熱や咳などの症状のある方は本検査の対象とはなりません。速やかにかかりつけ医を受診、若しくは受診・相談センターにご相談ください。
- ・検査の申込は、1人あたり、月1回までです。原則、前回の申込から30日以上あけて申込みください。
- ・検査キットの受け取り後、1週間以内を目安に検体を提出してください。
- ・検査結果は、検査機関からメール等で通知されます。
- ・本検査の結果が陽性であった場合は、提携医療機関を案内しますので、オンラインあるいは電話による診察を受けていた だきます。(診察料の負担はありません)
- ・本検査の結果が陰性であっても、新型コロナウイルスに感染していないことを保証するものではありませんので、引き続き 感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・陰性証明書の発行は行いません。

問い合わせ先:新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた無料PCR検査事業事務局

電話番号:059-213-3810 FAX:059-225-7633 受付時間:10時から17時30分(※土日祝日も対応)

※参考 亀山市 PCR 検査キット配布事業

受付期間: 令和3年9月24日(金)から令和4年3月31日(木)まで 検査方法: 唾液採取によるPCR検査 自己負担額: 無料

対象者 :無症状の濃厚接触者等のうち、保健所や医療機関等で検査対象外となった1~3全てに該当する人

1.市内在住の人

- 2.感染する可能性がある期間に陽性者と接触歴がある人
- 3.検査に必要な1~3ミリリットルの唾液を採取できる人
- ※風邪症状(発熱、咳)等のある人は、鈴鹿保健所(TEL059-392-5010)へお問い合わせください。

問い合わせ先: 亀山市健康福祉部 長寿健康課 健康づくりグループ 電話番号: 0595-84-3336 FAX: 0595-82-8180